



団体割引
15%!!

専修大学

学生総合補償制度

(団体総合生活保険)

おすすめ!

インターネット申込可(クレジットカード決済)(2022年1月1日~)

インターンシップ・アルバイト中の賠償事故も補償

熱中症による入院・通院も補償

自転車での賠償事故も補償



保険料一括払いでご卒業までの安心を24時間補償します

申込締切日

締切日: **2022年3月31日(木)まで**

※申込締切日は3月31日までとなっております。締切日以降の加入も可能です。

保険期間

2022年4月1日午前0時*から 4年間
2026年4月1日午後4時まで

※3月中に払込みが確認できなかった場合は、インターネット申込の場合は毎月1日付から、払込取扱票の場合は入金翌日から補償開始となります。

制度の内容を必ずご確認ください。

学生生活を取り巻くさまざまな危険から

充実の補償でしっかりサポート!

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご覧ください。

他人にケガをさせてしまったら?

1 賠償責任

日本国内外を問わず、日常生活での偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※インターンシップ・アルバイト中や受託品*1の損壊等の事故も補償の対象になります。

※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガを負わせた。



国内外を問わず補償! 免責金額(自己負担額)ゼロ!

学生はアクティブ。やっぱり、日常生活でのケガが心配…。

2 傷害

自転車で転倒し、ケガをした。



日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、保険の対象となる方が熱中症になった場合にも下記保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害

ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。

入院・手術(1日目から補償)

ケガで入院*1や手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院(1日目から補償)

ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。

※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

スポーツによるケガ。



国内外を問わず補償!

やっぱり、病気で入院も心配!

3 入院・手術医療

病気で2日以上入院*1したり手術*2や放射線治療*3を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 1回の入院について60日を限度とします。

*2 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*3 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

*4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。



(注)保険期間の開始時にすでに被っている病気については保険金をお支払いできませんのでご了承ください。(ただし、新規ご加入時の保険期間開始後2年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)

国内外を問わず補償!

もしも、扶養者が事故にあったら!

4 学資費用

傷害による学資費用

扶養者がケガで死亡されたり、重度後遺障害を被った場合に、その翌日以降、保険期間終了までに実際に支払う授業料等の費用を補償します。

疾病による学資費用

A、Cタイプをお選びいただいた場合には、上記に加え、扶養者が病気で死亡された場合にも補償の対象となります。

(※)払込取扱票の「扶養者」欄に記載された方が、本補償の扶養者となります。

(※)毎年の補償限度額はタイプ表をご覧ください。



扶養者が事故に遭い重度後遺障害を被った。

国内外を問わず補償!

地震が起こったら?

5 天災危険

天災(地震もしくは噴火または、これらによる津波など)によって生じたケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院(上記②)、傷害による学資費用保険金(左記④)を補償します。



国内外を問わず補償!

学生の家財を盗まれたら?

生活用動産(寮生C・Dタイプ)

日本国内で、保険の対象となる方が所有する家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※サーフボード、携帯電話、眼鏡、手形その他の有価証券、定期券、貴金属、宝石、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)等は、補償の対象となりません。

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※お様が寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。)

免責金額(自己負担額)5,000円

(注)建物外に持ち出している間も補償されます。



空き巣が入り、学生の家財が盗難にあった。

国内のみ補償

学生が大家さんに損害を与えたら?

借家人賠償責任(寮生C・Dタイプ)

日本国内で、借用戶室での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※お様が寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。)



失火により学生が借用しているアパートの部屋の一部を焼いてしまった。

国内のみ補償・免責金額(自己負担額)ゼロ!

※賠償責任保険はご家族(同居の親族、別居の未婚の子)も対象となります。

おすすめ!

QRコードでの
お申し込み

2022年3月31日までに
お手続きを頂く場合

http://ezoo.jp/ds/
A010753000012204



2022年4月1日以降に
お手続きを頂く場合

http://ezoo.jp/ds/
A0107530000122042110



◆別紙添付文書をご参照ください。

2022年1月1日~2022年3月31日

左記期間後中途加入も可能です

中途加入の場合、毎月末日までのお手続きで翌月1日~補償開始となります。

5月下旬頃、加入者票は東京海上日動火災保険(株)より加入者様宛に郵送します。ご卒業まで大切に保管してください。

タイプの選び方

自宅通学ですか? 寮生ですか?

自宅通学

寮生

扶養者の病気死亡による学資費用補償は必要ですか?

扶養者の病気死亡による学資費用補償は必要ですか?

はい

いいえ

はい

いいえ

Aコース

Bコース

Cコース

Dコース

おすすめ!

ご加入タイプと保険料

団体割引15%適用

職種級別A

※自宅通学の場合やご親族の住居に同居されている場合は「寮生」タイプにご加入できません。

タイプ名		おすすめ! 自宅学生		寮生		
		基本タイプ A	エコノミータイプ B	基本タイプ C	エコノミータイプ D	
補償内容						
保険料(4年間分一時払)		64,460円	47,130円	71,860円	54,530円	
1日あたりの保険料目安		約44円	約32円	約49円	約37円	
補償額(保険金額)	① 賠償責任*1 (免責金額(自己負担額):0円)	国内外:1億円 記録情報限度額:500万円	国内外:1億円 記録情報限度額:500万円	国内外:1億円 記録情報限度額:500万円	国内外:1億円 記録情報限度額:500万円	
	② 学生本人の傷害 (天災危険補償付*2)	死亡・後遺障害	100万円	100万円	100万円	100万円
		入院日額*3 (1日につき)	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
		通院日額 (1日につき)	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	③ 学生本人の病気	入院・手術医療 入院医療日額*4	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	④ 学資費用	学資費用(傷害) (天災危険補償付*2)	100万円	100万円	100万円	100万円
		学資費用(疾病)	50万円	×	50万円	×
⑤ 借家人賠償責任 (免責金額(自己負担額):0円)		×	×	500万円	500万円	
⑥ 生活用動産 (免責金額(自己負担額):5,000円)		×	×	50万円	50万円	
⑦ 熱中症・細菌性食中毒・ 天災危険補償*2		○	○	○	○	

*1 賠償責任保険はご家族(同居の親族、別居の未婚の子)も対象となります。

*2 天災危険補償とは、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる死亡・後遺障害・入院・手術・通院保険金、傷害による学資費用保険金を補償いたします。

*3 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*4 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*5 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*5 学資費用は、支払年度ごとのお支払い限度額となっております。学業費用支払対象期間は扶養者が扶養不能状態になった翌日から、保険期間終了までとなります。

*6 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。

お子様(被保険者—保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします)。

(※)「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造業者」

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!東京海上日動のサービス体制なら安心です。
※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社「提携会社の担当者が、「お名前」にご連絡先「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1: 24時間365日
☎ 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要で(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談にて24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩み、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間 ●電話介護相談 9:00~17:00
いづれも ●各種サービス優待紹介 9:00~17:00
年末年始を除く ☎ 0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*

「家事代行」「食宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
*2 お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間 ●法律相談 :10:00~18:00
いづれも ●税務相談 :14:00~16:00
土日祝日 ●社会保険に関する相談 :10:00~18:00
年末年始を除く ●暮らしの情報提供 :10:00~16:00

☎ 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス]

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consult/input.html

*弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
*社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1(ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

〈保険の対象となる方〉

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」としてご加入できる方は、石巻専修大学に在籍する学生で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます(入学手続きを終えた方を含みます。)

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1、ご本人*1の配偶者、ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族、ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様、ご本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方(ご本人*1の配偶者については、ご本人に関する事故に限りです。)、また、ご本人以外の個人賠償責任の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限りです。))も保険の対象となる方(ご本人*1の配偶者または親族に限りです。))を含みます(責任無能力者に関する事故に限りです。)

※借家人賠償責任については、ご本人*1が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(ご本人*1の配偶者または親族に限りです。))も保険の対象となる方(ご本人*1に関する事故に限りです。))を含みます(責任無能力者に関する事故に限りです。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

学資費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学資費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)

① 婚姻意思*2を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること

(2) 親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

本制度は専修大学のための制度です。

(この保険は、学校法人専修大学が保険契約者となる団体契約です。)

この保険は、学校法人専修大学を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人専修大学が有します。

保険料控除制度についてのお知らせ

団体総合生活保険については、入院・手術医療保険金支払特約(病気による入院等)に係る保険料が生命保険料控除※(介護医療保険料控除)の対象となります。

控除証明書が必要となる場合はお手数ですが加入者票記載の営業店までご連絡ください。(10月頃より受付開始)

※生命保険料控除制度の詳細につきましては、日本損害保険協会のホームページ(https://www.sonpo.or.jp/)をご参照ください。

ご加入内容をご確認ください。

加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

万一、事故が起きたら

事故のご報告・ご相談をフリーダイヤルで承ります。いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

事故受付サービス

事故はいつ、どこで起こるかわかりません。

☎ 0120-720-110

受付時間

24時間365日

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

東京海上日動安心110番

お問い合わせ先

<取扱代理店> 専修大学 学生総合補償制度係
株式会社専大センチュリー

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-10-3 スリースタービル

フリーダイヤル 0120-50-4230(携帯の方:03-5215-1260)

受付時間:月~金 10:00~16:00

<引受保険会社> 東京海上日動火災保険株式会社

担当課 公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

ラ・メール三番町10F

TEL.03-3515-4133 月~金 9:00~17:00